

## 令和4・5年度 飛島村入札参加資格審査申請要領【物品等】

飛島村が発注する物品・その他委託の競争入札に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、本要領に従い適正な申請をしていただきますようお願いいたします。

### 1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望する方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

<p>地方自治法施行令（抜粋）</p> <p>（一般競争入札の参加者の資格）</p> <p>第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。</p> <p>一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>（指名競争入札の参加者の資格）</p> <p>第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。</p> <p>暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）</p> <p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。</p> <p>一 指定暴力団員</p> <p>二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの</p> <p>四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）</p>
--

- (2) 次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと。（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）

ア 国税

**法人の方** 法人税、消費税及び地方消費税

**個人の方** 申告所得税、消費税及び地方消費税

イ 愛知県税

**法人の方** 法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税

**個人の方** 個人事業税及び自動車税

- (3) 飛島村税が未納でないこと。（ただし、飛島村に納税義務がある場合の事業者に限る。）
- (4) 「飛島村が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年12月27日付け飛島村長等・愛知県蟹江警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

## 2 申請の方法

- (1) 電子調達システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。
- ポータルサイト <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>
- ※ これまでに電子調達システム（物品等）へ申請を行われた方は、必ず「継続申請」を行ってください。それ以外の方は「新規申請」を行ってください。
- (2) 法人が申請する際の申請者は法人単位となります。営業所単位での申請は受け付けることができません。
- (3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。ただし、許可登録等の関係で、やむを得ず複数の営業所での申請が必要な場合は、飛島村役場総務課に確認してください。また、申請を希望する営業所は、当該営業所において申請を希望する品目の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (4) 電子申請においては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。
- (5) 入力は、事前に電子調達システム（物品等）より「下書きチェックシート」をプリントアウトし、必要事項を記入後行うとスムーズにできます。
- (6) 電子申請によるデータ送信後、速やかに共通審査自治体及び団体審査自治体に別送書類を送付してください。
- (7) 申請認定確認後、電子調達システム（物品等）により「追加届」を入力し送信してください。

## 3 受付期間

- (1) 定時受付

令和4年1月4日（火）から令和4年2月15日（火）まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

審査は受付順に実施します。早期の入札参加資格申請にご協力ください。

また、申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してください。

(2) 随時受付

令和4年4月1日～令和6年3月31日

平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

#### 4 別送書類

電子申請によるデータ送信後、共通審査自治体に以下の書類を各1部、所定期日までに提出してください。

別送書類（各種証明書等）は、申請日において発効日より3か月以内のものとし、写し可。

(1) 代表審査自治体に提出する書類

<法人の場合>

- ① 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本  
(法務局が発行)
- ② 「消費税及び地方消費税」「法人税」の納税証明書  
(国税納税証明書 その3の3：税務署が発行)
- ③ 「法人事業税」「法人県民税」「自動車税」の納税証明書  
(未納のないこと。愛知県の県税事務所が発行)

<個人の場合>

- ① 代表者の身元証明書  
(本籍地の市区町村長が発行する身元証明書（日本国籍を有しない方は外国人登録証明書）)
- ② 代表者の登記がされていないことの証明書  
(全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では、郵送申請も可能。)
- ③ 「消費税及び地方消費税」「所得税」の納税証明書  
(国税納税証明書 その3の2：税務署が発行)
- ④ 「法人事業税」「法人県民税」「自動車税」の納税証明書  
(未納のないこと。愛知県の県税事務所が発行)

(2) 提出期日

- ① 定時受付  
データ送信日から7日以内必着。  
ただし、最終提出期限は、令和4年2月22日（火）必着。
- ② 随時受付  
データ送信日から7日以内必着。

※上記①、②の提出期限の最終日が休日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日）に当たる場合はその日以後の最初の平日とします。

(3) 飛島村の提出する書類

飛島村が共通審査自治体でない場合は、別送書類はありません。

(4) 提出先

共通審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。

※飛島村が共通審査自治体の場合は、次のところへ送付してください。

〒490-1436 愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地  
飛島村役場 総務部総務課  
TEL 0567-97-3461 FAX 0567-52-2320

## 5 資格審査

資格審査は、申請者の要件を満たしていることを調査します。

## 6 審査状況及び審査結果照会

電子調達システム（物品等）にアクセスし、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況及びを参照することができます。

なお、別送書類及び電子申請内容に不備がある場合には、共通審査自治体及び自治体からメールで補正指示が出されますので、補正申請を行ってください。

## 7 追加届

審査結果確認後、電子調達システム（物品等）により追加届を提出してください。

(1) 提出項目

- ・許可・登録等
- ・契約実績
- ・特約・代理店

(2) 提出期限

審査結果確認後、速やか（5日以内目安）に入力してください。

## 8 資格の有効期限

電子申請による入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

ただし、令和6年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前入札参加資格は、なおその効力を有します。

(1) 定時受付

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで有効とします。

(2) 随時受付

入札参加資格決定の日から令和6年3月31日まで有効とします。

## 9 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付の変更手続は、令和4年4月1日からとなります。

## 10 その他

- (1) 電子申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、入札に参加できなくなる場合があります。
- (2) 電子申請内容を確認するために、後日、証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。
- (3) 電子調達システム（物品等）の利用にあたっては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認、同意が必要です。
- (4) 入札参加資格者名簿は、インターネット上で公開しますのであらかじめご了承ください。
- (5) 電子調達システム（物品津）はシステムのメンテナンス等のため、システムの利用を一時休止することがあります。
- (6) 本電子申請にはICカードは必要ありません。なお、電子入札への参加にはICカード及びカードリーダーの購入、登録が必要になります。